

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人寿楽会が設置する介護老人保健施設箕面グリーンビィラにおいて実施する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員および運営管理に関する事項を定め、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、理学療法、作業療法、言語療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

指定介護予防通所リハビリテーションの提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指す。

- 2 事業所は、法人理念である「医療を通じた人々との心のふれあい」を基に信条として「心を込めた医療とケアで安心とゆとりをお届けします」「明るく楽しい家庭的な生活サービスと行き届いた医療ケアを提供します」「まごころと敬愛をもって、個人の尊厳やプライバシーを大切にします」「個人個人に適応したリハビリテーションを提供し、自立を支援します」「居宅においてもできる限り質の高い生活ができるよう援助します」を掲げ、実践する。
- 3 事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- 4 事業所は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 5 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保険医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

- 7 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- 8 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。
- 9 前8項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定ならびに指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定ならびに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第116号）に定める内容を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会医療法人 寿楽会 介護老人保健施設箕面グリーンビィラ
指定通所リハビリテーション事業所
指定介護予防通所リハビリテーション事業所
- (2) 所在地 大阪府箕面市栗生間谷東一丁目33番25号

（従業者の職種、員数および職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

- | | | |
|---|--------|-------------|
| (1) 管理者 | 常勤1名以上 | 介護老人保健施設と兼務 |
| (2) 医師 | 1名以上 | 介護老人保健施設と兼務 |
| (3) 理学療法士
作業療法士
言語聴覚士
看護職員
介護職員 | 5名以上 | |
| (4) 管理栄養士 | 1名以上 | 介護老人保健施設と兼務 |
| (5) 事務職員 | 1名以上 | 介護老人保健施設と兼務 |

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示および通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

看護職員は、健康状態の確認および介護を行う。

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

管理栄養士は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし日曜日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間は、午前9時45分から午後4時15分までとする。

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

サービス提供単位 1単位 40名

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容)

第7条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練
 - (2) 入浴
 - (3) 食事の提供
 - (4) 健康チェック
 - (5) 送迎
 - (6) 延長サービス
- 2 事業所は、事業所の医師の診療に基づき、医師の診察内容および運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望やその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画書(介護予防通所リハビリテーション計画書)を作成するとともに、通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション計画)の療養上必要な事項について利用者またはその家族に対し、指導または説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。また、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成にあたっては当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により情報を把握する。

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の利用料等)

第8条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、

そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第１９号）によるものとする。

- ２ 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２７号）によるものとする。

- ３ 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の送迎を行った場合は、送迎に要する費用の実費を徴収する。
- ４ 食事の提供に要する費用については、７３０円（間食１００円含む）を徴収する。
- ５ おむつ代については、実費（１枚当り）を徴収する。
- ６ その他、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては実費を徴収する。
- ７ 前６項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- ８ 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- ９ 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- １０ 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第９条 通常の事業の実施地域は、箕面市と豊中市、池田市、吹田市、茨木市の一部区域とする。

（衛生管理等）

第１０条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所において感染症が発生またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施する。
- 3 栄養士および調理師等厨房従事者は、月1回検便を行う。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は指定通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 事業所は、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録をする。
 - 4 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画および風水害、地震、大規模災害等の災害に退所する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して防災および非常災害対策を行う。
- 1 防火管理者には、事務責任者もしくは適格者を充てる。
 - 2 火元責任者には、事務職員および各設備責任者を充てる。
 - 3 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

- 4 非常災害設備は、常に有効に保持する様努める。
- 5 火災の発生や地震が発生した場合は被害を最小限にとどめる為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 6 食糧、飲料水等の確保備蓄に努める。
- 7 防火管理者は、当該事業所職員に対して防災教育、消防訓練を実施する。
 - (1) 防災教育および基本訓練(消火・通報・避難) 年2回以上
内、1回は夜間を想定した訓練を行う。
 - (2) 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
 - (3) 地震および大規模災害を想定した訓練 年1回以上
 - (4) 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時その他必要な災害防止対策について必要に応じ対処する体制を設ける。

(苦情処理)

- 第14条 事業所は、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供に係る利用者および家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出や提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問や照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者または家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置

を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（業務継続計画の策定等）

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行う。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

- 第18条 事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

（褥瘡対策）

- 第19条 事業所は、褥瘡が発生しない様適切に介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止する為の体制を整備する。

（地域等の連携）

- 第20条 市町村等が実施する事業において、事業所に協力要請があった場合、速やかに協力する。

(記録等の整備)

第21条 利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を完結した日から5年間保存する。

- 1 当該事業所に於ける従業者、設備、備品および会計に関する記録
- 2 通所リハビリテーション計画〔介護予防通所リハビリテーション計画〕
- 3 提供した具体的なサービス内容の記録および診療記録
- 4 市町村への通知に係る記録
- 5 苦情の内容等の記録
- 6 事故の状況および事故に際して行なった処置についての記録

(職員の健康管理)

第22条 職員は当該事業所が行う年1回の健康診断を受診する。但し、夜間勤務従事者は年2回の健康診断を受診する。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用者負担の額、苦情処理の対応およびプライバシーポリシーについては施設内に掲示を行う。また、運営規定、重要事項をウェブサイトに掲載する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人寿楽会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(附則)

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。
平成15年 4月1日より改定する。
平成16年 5月1日より改定する。
平成17年10月1日より改定する。
平成18年 4月1日より改定する。
平成19年12月1日より改定する。
平成22年 8月1日より改定する。
平成23年 3月1日より改定する。
平成25年 1月1日より改定する。
平成26年 4月1日より改定する。
平成26年12月5日より改定する。
令和 元年 7月1日より改定する。
令和 元年10月1日より改定する。
令和 2年 4月1日より改定する。
令和 7年 4月1日より改定する。